

令和3年 第4回
士幌町議会定例会

説 明 資 料

令和3年12月3日

主要行事経過概要

(令和3年9月3日～令和3年12月2日)

課	年月日	行 事 名	附 記
総務 企 画 課	3. 9. 11	参議院議員長谷川 岳 国政報告会、意見交換会	
	22	指名委員会	
	30	開町100周年記念事業第4回検討委員会	
	10. 2	しほろサプライズ花火大会	
	4	建設工事入札	
	20	指名委員会	
	29	十勝町村会臨時会	帯 広 市
	31	第49回衆議院議員総選挙、第25回最高裁判所裁判官国民審査	
	11. 2	十勝地域づくり連携会議	オ ン ラ イ ン
	4	建設工事入札	
	9	十勝圏複合事務組合副市長村長会議	帯 広 市
	10	功労者選考委員会	
	15	町づくり懇談会(～26)	
	18	指定管理者選定委員会	
	18	第3回開町100周年記念誌編集委員会	
	19	日本ハムファイターズ応援大使ご当地給食	町内小中学校
	24	指名委員会	
	25	十勝圏活性化推進期成会臨時総会	帯 広 市
	25	十勝圏複合事務組合議会定例会	帯 広 市
	25	開町100周年記念事業 夢フェス100 IN SHIHORO 中澤佑二トークショー&サッカー教室	
29	建設工事入札		
30	士幌町開町100周年記念式典・記念碑除幕式		
30	日本ハムファイターズ応援大使オンライン交流会		
町 民 課	3. 9. 30	秋の交通安全運動・交通安全事故死ストップ100日作戦(パトライト啓発)	
	10. 11	運転免許証自主返納臨時窓口開設	
	20	道東一斉すずらん無料法律相談	
	11. 19	冬の交通安全(パトライト啓発)	
保 健 福 祉 課	3. 9. 17	百歳お祝い状・記念品伝達及び敬老祝い記念品贈呈(及び21日)	
	11. 5	保健福祉分野懇談会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
産 業 振 興 課	3. 9. 22	バイオマス産業都市推進協議会勉強会(ウェブ開催)	帯 広 市 道の駅ピア21しほろ
	10. 4	フードバレーとかち推進協議会包括連携協定に関する調印式	
	5	士幌町・帯広開発建設部帯広道路事務所合同防災訓練・意見交換等	
	10	「チャリたびしほろ」サイクリングコースお試しツアー	
	14	コロナ後の食料とエネルギーと福祉(ウェブ開催)	
	17	100年の森づくり看板除幕式	
	19	士幌町鳥獣被害防止対策協議会総会	
	11. 8	士幌町農業振興対策本部スマート農業研修会	
建 設 課	3. 11. 16	農業農村整備の集い(全国土地連主催)	東 京 都 東 京 都 東 京 都 札 幌 市
	17	国費予算中央要請(道土地連)	
	18	国費予算中央要請(道土地連)	
	12. 1	土地連第3回理事会	
子 ど も 課	3. 11. 4	子ども・子育て会議	
	19	川西へき地保育所発表会	
	27	認定こども園発表会	
病 院	3. 10. 14	インフルエンザワクチン接種予約受付開始	
	27	インフルエンザ予防接種開始	
	11. 8	インフルエンザ夜間予防接種	
	13	インフルエンザ休日予防接種	
	16	インフルエンザ夜間予防接種	
	24	インフルエンザ夜間予防接種	
	27	インフルエンザ休日予防接種	
12. 2	インフルエンザ夜間予防接種		
特 養	3. 10. 29	第3回入退所検討委員会	
監 査 事 務 局	3. 9. 17	例月出納検査	
	10. 20	例月出納検査	
	11. 19	例月出納検査	
農 業 委 員 会	3. 9. 9	第15回農業委員会総会	
	10. 12	第16回農業委員会総会	
	11. 10	第6回農地小委員会	
	10	第17回農業委員会総会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
教 育 課	3. 9. 21	校長会議	白老町・洞爺他
	22	第1回学校運営協議会連携会議(書面開催)	
	27	十勝教育局義務教育指導監学校経営指導訪問	
	27	第9回教育委員会定例会	
	29	十勝教育局義務教育指導監学校経営指導訪問	
	10. 7	士幌小学校修学旅行(～8日)	
	9	町民スポーツの集い(パークゴルフ・駅伝・タイムトライアル)	
	18	校長会議	
	22	中士幌小学校学習発表会	
	25	第10回教育委員会定例会	
	27	中央中学校文化祭(合唱)	
	11. 2	士幌町文化祭(～3日)	
	5	士幌町教育研究大会兼十勝管内進路指導研究大会	
	11	中央中学校芸術鑑賞(演劇)	
	13	上居辺小学校学習発表会	
	17	第2回士幌町教育支援委員会議	
	18	小中連携交流授業	
25	第11回教育委員会定例会		
25	校長会議		
高 等 学 校	3. 9. 14	日本土壌肥料学会2021北海道大会(ウェブ開催)	ピア21しほろ 苫小牧市・札幌市 十勝管内 兵庫県 埼玉県 関西方面 東京都 札幌市 帯広市
	15	GLOBALG.A.P.認証審査(ニンニク、ニンジン、コムギ、ジャガイモ)	
	10. 4	後期公開授業(～22日)	
	9	道の駅販売会	
	9	第44回全国育樹祭記念式典(～10日)	
	11	中学校訪問(～25日 19校)	
	27	第72回日本学校農業クラブ全国大会令和3年度兵庫大会(～28日)	
	30	第20回全国高校生フラワー・アレンジメントコンテスト(オンライン)	
	11. 1	見学旅行(2年生 ～3日)	
	6	2021年全国農業高校収穫祭(～7日)	
	11	2021アグリビジネス創出フェアin Hokkaido	
20	とかち・市民「環境交流会」2021出展		

課	年 月 日	行 事 名	附 記	
消 防 課	3. 10. 12	士幌消防団非常呼集訓練(士幌中央中学校)	帯 広 市	
	18	秋の火災予防運動広報巡回(～22日)		
	22	北海道消防協会十勝地方支部第2回常任理事会		
		24	士幌消防団一般家庭防火点検(実勝・常盤・西士幌・中士幌東団地)	帯 広 市
	11. 9	第3回参事等会議		
	25	第4回とかち広域消防事務組合議会(定例会)		
	26	北海道消防協会十勝地方支部第2回理事会(書面開催)		

十勝圏複合事務組合同約 新旧対照表

改正案	現行	備考																												
<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 1189 560 2087">(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="411 1406 560 1559">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1189 639 2087">(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="560 1406 639 1559">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1189 703 2087">(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="639 1406 703 1559">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1189 783 2087">(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務</td> <td data-bbox="703 1406 783 1559">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1189 847 2087">(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="783 1406 847 1559">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1189 1110 2087">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="847 1406 1110 1559">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1110 1189 1190 2087">(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="1110 1406 1190 1559">帯広市、音更町、芽室町、幕別町</td> </tr> </table>	(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村	(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村	(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町	<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 304 560 1189">(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="411 510 560 663">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 304 639 1189">(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="560 510 639 663">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 304 703 1189">(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="639 510 703 663">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 304 783 1189">(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務</td> <td data-bbox="703 510 783 663">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 304 847 1189">(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="783 510 847 663">関係市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 304 1110 1189">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="847 510 1110 663">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、<u>く。</u>、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1110 304 1190 1189">(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="1110 510 1190 663">帯広市、音更町、芽室町、幕別町</td> </tr> </table>	(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村	(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村	(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村	(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、 <u>く。</u> 、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町	<p>事務を共同処理する地域の追加</p>
(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村																													
(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村																													
(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町																													
(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町																													
(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村																													
(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村																													
(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村																													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、 <u>く。</u> 、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町																													
(7) 十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町																													

議案第5号 説明資料（第1条関係）

土幌町の休日を定める条例（平成3年条例第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 (略)</p>

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の休日)</p> <p>第5条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられるものを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年始年末の休日」という。）についても、同様とする。</p>	<p>(職員の休日)</p> <p>第5条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられるものを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年始年末の休日」という。）についても、同様とする。</p>

議案第5号 説明資料（第1条関係）

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第10条において準用する給与条例第11条、第11条において準用する給与条例第12条及び第12条において準用する給与条例第12条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、住居手当の月額（第7条において準用する給与条例第8条の2第1項第1号に規定する職員に支給する住居手当を除く。）及び寒冷地手当の月額の合算額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数に当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間間数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第10条において準用する給与条例第11条、第11条において準用する給与条例第12条及び第12条において準用する給与条例第12条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、住居手当の月額（第7条において準用する給与条例第8条の2第1項第1号に規定する職員に支給する住居手当を除く。）及び寒冷地手当の月額の合算額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数に当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間間数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>

土幌町総合研修センター設置条例（平成27年条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第9条 総合研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日まで</p>	<p>(休館日)</p> <p>第9条 総合研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12月31日から翌年の1月5日まで</p>

議案第5号 説明資料（第1条関係）

土幌町公民館設置条例（平成27年条例第6号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第10条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第10条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月31日から翌年の1月5日まで</u></p>

へき地保育所条例（平成27年条例第31号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第3条 へき地保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休所日 次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 日曜日及び土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>ウ <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>エ 町長が別に定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日</p>	<p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第3条 へき地保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休所日 次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 日曜日及び土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>ウ <u>12月31日から翌年の1月5日まで</u></p> <p>エ 町長が別に定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日</p>

議案第5号 説明資料（第1条関係）

土幌町立幼保連携型認定こども園条例（平成27年条例第2号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開園時間及び休園日等)</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園の開園時間及び休園日（第3条第1号の教育及び保育の提供を行わない日という。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、<u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(開園時間及び休園日等)</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園の開園時間及び休園日（第3条第1号の教育及び保育の提供を行わない日という。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、<u>12月31日から翌年の1月5日まで</u></p> <p>2・3 (略)</p>

議案第5号 説明資料（第2条関係）

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例第36号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 年末年始 (12月29日から翌年の1月3日まで)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 年末年始 (12月31日から1月5日まで)</p>

士幌町多目的研修集会施設設置条例（平成18年条例第5号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(休館日)</p> <p>第7条 集会施設の休館日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 年末年始 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 集会施設の休館日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 年末年始 12月31日から1月5日まで</p> <p>(2) (略)</p>

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

令和3年度国民健康保険税条例改正の要旨

項目	改正内容	条例	地方税法等	適用期日等																															
<p>軽減措置の拡充</p> <p>○医療分の被保険者均等割額で、世帯内に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）がいる場合は、未就学児に係る均等割額を10分の5軽減する。</p> <p>○後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割で、世帯内に未就学児がいる場合は、医療分と同様に未就学児に係る均等割額を10分の5軽減する。</p> <p>※保険税が7割軽減、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯にあっては、減額後の均等割額の10分の5を軽減する。</p> <table border="1" data-bbox="715 922 981 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療分</th> </tr> <tr> <th>現行均等割額</th> <th>改正後均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減後</td> <td>9,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5割軽減後</td> <td>15,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>2割軽減後</td> <td>24,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>軽減なし</td> <td>30,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1024 922 1291 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">後期高齢者支援金分</th> </tr> <tr> <th>現行均等割額</th> <th>改正後均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減後</td> <td>3,450円</td> <td>1,725円</td> </tr> <tr> <td>5割軽減後</td> <td>5,750円</td> <td>2,875円</td> </tr> <tr> <td>2割軽減後</td> <td>9,200円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>軽減なし</td> <td>11,500円</td> <td>5,750円</td> </tr> </tbody> </table>	医療分		現行均等割額	改正後均等割額	7割軽減後	9,000円	4,500円	5割軽減後	15,000円	7,500円	2割軽減後	24,000円	12,000円	軽減なし	30,000円	15,000円	後期高齢者支援金分		現行均等割額	改正後均等割額	7割軽減後	3,450円	1,725円	5割軽減後	5,750円	2,875円	2割軽減後	9,200円	4,600円	軽減なし	11,500円	5,750円	<p>第23条</p>	<p>地方税法703条の5 施行令第56条の89</p>	<p>適用期日等 令和4年4月1日</p>
医療分																																			
現行均等割額	改正後均等割額																																		
7割軽減後	9,000円	4,500円																																	
5割軽減後	15,000円	7,500円																																	
2割軽減後	24,000円	12,000円																																	
軽減なし	30,000円	15,000円																																	
後期高齢者支援金分																																			
現行均等割額	改正後均等割額																																		
7割軽減後	3,450円	1,725円																																	
5割軽減後	5,750円	2,875円																																	
2割軽減後	9,200円	4,600円																																	
軽減なし	11,500円	5,750円																																	
<p>○その他</p>	<p>文言の修正、法律改正にあわせて所要の規定の整備（制度内容に変更無し）</p> <p style="text-align: right;">公布の日</p>																																		

士幌町国民健康保険条例（昭和43年条例第16号）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</u></p> <p>第5条（略）</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 26,000円</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>基礎課税額の総所得金額等</u>に100分の2.30を乗じて算定する。</p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p>	<p><u>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</u></p> <p>第5条（略）</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 26,000円</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等</u>に100分の2.30を乗じて算定する。</p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p>

改正案	現行
<p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限</p>	<p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限</p>

改正案	現行
<p>り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超え、年齢65歳以上の者(をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の7を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第7条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>	<p>り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超え、年齢65歳以上の者(をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の7を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第7条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>

改正案	現行
<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について第9条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について第9条の3の額に10分の7を乗じた額</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平</p>	<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について第9条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について第9条の3の額に10分の7を乗じた額</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平</p>

改正案	現行
<p>等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p>	<p>等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p>

改正案	現 行
<p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲</p>	<p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>2 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得状況の著しい変化、その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。</p>

改正案	現 行
<p>ける世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,725円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,875円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,600円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,750円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額)に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第</p>	<p>3 第1項第3号の規定による減額を受けようとする納税義務者は、7月31日(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日以後14日を経過した日又は7月31日のいずれか遅く到来する日)までに、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額)に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第</p>

改正案	現行
<p>28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとす。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額及び</u>」とあるのは「<u>総所得金額</u> (次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとす。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とす。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1</p>	<p>28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとす。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「<u>総所得金額</u>」とあるのは「<u>総所得金額</u> (次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとす。次号及び第3号において同じ。) _____」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とす。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第1条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1</p>

改正案	現行
<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p>

改正案	現行
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正案	現行
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子</p>

改正案	現 行
<p>等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山</p>	<p>等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山</p>

改正案	現行
<p>林所得金額の合計額（ ）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（ ）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用</p>	<p>林所得金額の合計額（ ）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（ ）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用</p>

改正案	現 行
<p>配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

令和3年産 農作物生育状況（総括）

令和3年12月1日
士幌町農業振興対策本部

1. 秋まき小麦

は種期(進捗率40~50%)は平年より1日遅く、出芽期は1日早かった。その後、気温が高く経過したため、葉数、莖数ともに平年より多かった。根雪が翌1月7日(平年12月8日)となり大幅に遅かった。降雪量は平年並に推移し、融雪期も平年より1日早かった。雪腐病の被害は少なく、起生期は平年より3日早かった。起生期以降低温に経過し、幼穂形成期、止葉期ともに平年より1日遅かった。5月3半旬以降小雨で経過し、莖数がかなり減少した。成熟期は平年並だった。収穫始(進捗率5%)は7月26日と1日早く、収穫終(進捗率90%)は8月3日と平年並だった。収量は平年より高かった。

★収量・品質	粗原収量	製品収量	製品率	等級
○きたほなみ(一般)	: 12.82 俵/10a	11.95 俵/10a	93.28 %	1
○きたほなみ(種子)	: 12.87 俵/10a	12.19 俵/10a	94.78 %	-

2. ばれいしょ

植付作業は、植付始(進捗率5%)が平年より9日早く、植付終(進捗率90%)は4日早かった。5月中旬以降小雨で、萌芽期は平年並だった。その後は寡照で経過したため軟弱徒長気味に生育し、6月下旬から7月中旬にかけて干ばつ傾向の影響を受けた。開花期は2日早く、その後の高温により終花期、莖葉黄変期は3日早かった。収穫始(進捗率5%)は平年より2日早く、収穫期(進捗率40~50%)も6日早かった。上いも個数は平年より多く、上いも1個重は平年より小さく、上いも収量、規格内収量はやや少なかった。でん粉価はやや低かった。

★収量・品質(作況ほ:トヨシロ)

○上いも収量 3,508 kg/10a ○規格内収量 2,989 kg/10a

3. 豆類

は種期(進捗率40~50%)は大豆で平年より2日、小豆で1日早く、金時で±0となった。出芽期(出芽率40~50%)は大豆で1日遅く、小豆で平年並、金時では2日早かった。寡照で経過したために軟弱徒長気味に生育し、一部で倒伏したほ場が見られた。開花期は大豆で2日、小豆で1日、金時で4日早かった。その後高温小雨で経過し、成熟期は大豆で5日早く、小豆で1日早く、金時では6日早かった。

【作況ほ】

大豆は着莢数がやや多く、1莢内粒数は平年並、子実重はやや少なかった。

小豆は着莢数が多く、一莢内粒数が少なく、百粒重が大きく、子実重は並となった。

金時は着莢数が多く、百粒重が小さく、子実重は少なかった。

★収量・品質(作況ほ)

○大豆: 子実重 6.4 俵/10a 3等
○小豆: 子実重 4.1 俵/10a 3等中心
○金時: 子実重 2.4 俵/10a 3等中心

4. てんさい

移植期は平年より2日早く、全体の収穫終は平年並となった。その後生育は概ね順調に推移し、褐斑病などの病害の被害は少なかった。収穫作業も順調に進み、収穫終(進捗率90%)は平年並だった。収量は平年に比べ多く、糖分は平年に比べやや低かった。

★収量・糖分(11/17 現在町全体)

○収量: 7,100kg/10a ○根中糖分: 16.3 %

5. 牧草

1 番草の萌芽期は平年より 2 日早く、出穂期は 4 日遅かった。収穫始(進捗率 5%)は平年並で、収穫終は 4 日早かった。収量は平年より少なかった。

2 番草の収穫始(進捗率 5%)は平年より 2 日早く、収穫終(進捗率 90%)も 5 日早かった。収量は平年並であった。

★収量・品質（作況ほ）

○ 1 番草：生収量 2,269 kg/10a 、乾物率 24.7 %、乾物収量 560 kg/10a

○ 2 番草：生収量 1,143 kg/10a 、乾物率 25.5 %、乾物収量 291 kg/10a

6. サイレージ用とうもろこし

は種期(進捗率 40~50%)は平年並で、出芽期は 3 日早かった。

生育は平年並に推移し、乳熟期は 1 日早く、黄熟期は平年並であった。

草丈・稈長は平年より高く推移した。

収穫始(進捗率 5%)は平年並、収穫終(進捗率 90%)は平年より 4 日遅かった。

生総重は平年比 109%、TDN 収量は 104%だった。

★収量・品質（作況ほ）

○ 生 総 重： 6,484 kg/10a

○ 乾 物 率： 27.5 %

○ 乾 物 収 量： 1,786 kg/10a

○ TDN 収 量： 1,274 kg/10a

契 約 一 覧 表

令和 3 年 8 月 3 1 日～令和 3 年 1 1 月 2 6 日

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予 定 価 格 (税 込)	
					着 手	完 成		落	札 率
土～35	士幌西1線交付金道路改良工事(その2)	字士幌	士幌町字士幌東6条2丁目1番地 (株)佐藤土建 代表取締役 中村 将	R3.8.31 24,618,000	R3年 9月 1日	R3年 12月 20日	(株)平田建設、北斗産業(株) (株)土幌建設 (株)佐藤土建 土舗建設(株) (有)大滝組 6社	¥25,674,000 95.89%	事前公表
土～36	士幌西1線道路排水施設整備工事	字士幌	士幌町字士幌東6条2丁目1番地 (株)佐藤土建 代表取締役 中村 将	R3.8.31 1,430,000	R3年 9月 1日	R3年 12月 20日	(株)佐藤土建 1社	¥1,430,000 100.00%	
土～37	陸西線町有地支障物件解体工事	字士幌	士幌町字士幌西1線162番地 (株)土幌建設 代表取締役 乙供 邦彦	R3.8.31 6,182,000	R3年 9月 1日	R4年 3月 10日	(株)平田建設 栗林建設(株) 北斗産業(株) (株)土幌建設 (有)大滝組 5社	¥6,446,000 95.90%	事前公表
土改～12	士幌南地区農地耕作条件改善事業明渠排水整備工事(第4工区)	字士幌地内	士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業(株) 代表取締役 瓦井 弘己	R3.8.31 41,910,000	R3年 9月 1日	R4年 1月 28日	(株)平田建設 栗林建設(株) 北斗産業(株) (株)土幌建設 (株)佐藤土建 5社	¥43,701,900 95.90%	事前公表
土改～13	実勝地区小規模土地改良事業明渠排水工事	字士幌地内	士幌町字士幌西1線177番地 土舗建設(株) 代表取締役 深川 信雄	R3.9.2 6,061,000	R3年 9月 3日	R4年 1月 17日	(株)平田建設、北斗産業(株) (株)土幌建設 (株)佐藤土建 土舗建設(株) (有)大滝組 6社	¥6,316,200 95.96%	事前公表
調改～2	川西地区石捨場調査設計委託業務	字中音更地内	帯広市西18条北1丁目17番地 (株)ズコーシャ 代表取締役社長 高橋 宣之 幕別町札内みずほ町143番地113	R3.8.31 3,190,000	R3年 9月 1日	R3年 12月 20日	(株)安井測量設計事務所、丸菱測量設計(株) 北王コンサルタント(株) (株)ズコーシャ アライ総合設計(株) (株)松田技術コンサルタント 6社 パークプランニング(株)	¥3,443,000 92.65%	事前公表
総務～1	士幌町開町100周年記念碑制作設置工事	町内一円	パークプランニング(株) 代表取締役 来海 真起	R3.9.22 2,860,000	R3年 9月 24日	R3年 11月 10日	(株)平田建設、北斗産業(株) (株)土幌建設 (株)佐藤土建 土舗建設(株) (有)大滝組 6社	¥2,970,000 96.30%	
土～45	土居辺東6線柏2号橋補修工事	字士幌	士幌町字士幌西1線177番地 土舗建設(株) 代表取締役 深川 信雄	R3.10.4 1,848,000	R3年 10月 5日	R4年 2月 10日	(株)平田建設、北斗産業(株) (株)土幌建設 (株)佐藤土建 土舗建設(株) (有)大滝組 6社	¥1,925,000 96.00%	事前公表
土改～18	士幌南地区明渠排水整備工事第4工区附帯工事	字士幌地内	士幌町字士幌西1線158番地 北斗産業(株) 代表取締役 瓦井 弘己	R3.10.4 2,035,000	R3年 10月 5日	R4年 1月 28日	北斗産業(株) 1社	¥2,068,000 98.40%	
調～6	橋梁長寿命化修繕計画策定委託業務	町内一円	札幌市中央区北5条西6丁目23番地23 デザイン設計(株) 代表取締役 本多 弘幸	R3.10.4 13,970,000	R3年 10月 5日	R4年 2月 28日	デザイン設計(株) 北海道土木設計(株) パブリックコンサルタント(株) (株)シビテック (株)ドーコン 5社	¥15,081,000 92.63%	事前公表
調～7	道路台帳補正委託業務	町内一円	札幌市中央区南1条西7丁目12番地 (株)八州 北海道支社 支社長 太田 敦	R3.10.4 1,540,000	R3年 10月 5日	R4年 3月 10日	(株)八州 北海道支社 1社	¥1,606,000 95.89%	
調改～4	新栄地区農道整備用地確定測量委託業務	字上音更地内	帯広市西1条南23丁目13番地1 丸菱測量設計(株) 代表取締役 野村 嘉夫	R3.10.4 5,258,000	R3年 10月 5日	R4年 1月 20日	(株)安井測量設計事務所、丸菱測量設計(株) 北王コンサルタント(株) (株)ズコーシャ アライ総合設計(株) (株)松田技術コンサルタント 6社	¥5,641,900 93.20%	事前公表
林務～5	町有林管理造林事業(地拵)	字下居辺	音更町東通15丁目5番地 十勝大雪森林組合 代表理事組合長 山本 良二	R3.10.4 1,705,000	R3年 10月 5日	R4年 2月 28日	十勝大雪森林組合 (有)ワタヌキ造林 2社	¥1,867,800 91.28%	事前公表
産工～1	中士幌太陽光発電所機器更新工事	字中士幌幹線102番地3他	士幌町字士幌西1線168番地50 加藤電気工業(株) 代表取締役 加藤 邦彦	R3.10.4 7,669,200	R3年 10月 5日	R3年 10月 29日	加藤電気工業(株) 1社	¥8,360,000 91.74%	
調～10	橋梁点検調査委託業務	町内一円	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 デザイン設計(株) 代表取締役 本多 弘幸	R3.11.4 20,053,000	R3年 11月 5日	R4年 3月 10日	デザイン設計(株) 北海道土木設計(株) パブリックコンサルタント(株) (株)シビテック (株)ドーコン 5社	¥21,428,000 93.58%	事前公表